議案第３６号

秦野市職員の服務の宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて

秦野市職員の服務の宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和３年６月３日提出

秦野市長　高　橋　昌　和

提案理由

行政手続等における事務の効率化及び利便性の向上を目的として、押印等の見直しを行うため、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

(1)　職員の服務の宣誓について、任命権者の面前での宣誓書の署名及び押印を不要とすること。

(2)　固定資産評価審査委員会の審査手続における審査申出書及び各種調書の押印並びに口述書の署名及び押印を不要とすること。

秦野市条例第　　号

秦野市職員の服務の宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

（秦野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第１条　秦野市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和３０年秦野市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「関し規定することを目的とする」を「ついて必要な事項を定める」に改める。

第２条中「市長または任命権者の面前において、別記様式による宣誓に署名して」を「宣誓書（別記様式）を提出して」に、「行なって」を「行って」に改める。

第３条中「ものを除くほか」を「もののほか、」に、「関し」を「ついて」に、「市長または」を「、市長又は」に改める。

別記様式中「別記」を「別記様式（第２条関係）」に改め、「㊞」を削る。

（秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第２条　秦野市固定資産評価審査委員会条例（昭和３１年秦野市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

「第１節　総則」を削る。

第１条中「規定により」を「規定に基づき、」に改める。

「第２節　委員の定数、委員長及び書記」を削る。

第２条第３項中「事故あるとき、」を「事故があるとき」に改める。

「第３節　審査の申出」を削る。

第４条第３項中「、又は」を「又は」に改め、同条中第４項を削り、第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

「第４節　審査の手続」を削る。

第６条の２第３項各号列記以外の部分中「及び押印を」を削る。

第７条第５項各号列記以外の部分中「記載し、提出者が署名及び押印をしなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第８項各号列記以外の部分中「及び押印を」を削る。

第８条第２項各号列記以外の部分及び第９条第２項各号列記以外の部分中「及び押印を」を削る。

「第５節　雑則」を削る。

第１３条の見出し中「費用の弁償」を「費用弁償」に改め、同条第１項中「費用弁償する」を「費用弁償を支給する」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第３６号資料１

秦野市職員の服務の宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて

１　背景

国において、令和２年７月１７日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、デジタル化の推進、これに向けた押印等の見直し等の方向性が示されました。

これを踏まえ、国や各自治体において行政手続等における押印等の見直し等が進められているものです。

２　関係政令の改正

(1)　職員の服務の宣誓に関する政令（昭和４１年政令第１４号）

令和３年３月２６日に「職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、国家公務員の職員の服務の宣誓において、任命権者等の面前で宣誓書に署名する規定を削除する一部改正がありました（令和３年４月１日施行）。

(2)　行政不服審査法施行令（平成２７年政令第３９１号）

令和３年２月１５日に「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」が公布され、その中で、審査請求書への押印を求める規定を削除する「行政不服審査法施行令」の一部改正がありました（同日施行）。

３　条例改正の概要

押印等について定める次の２条例について、必要な改正を行うものです。

(1)　秦野市職員の服務の宣誓に関する条例

職員の服務の宣誓について、任命権者の面前で署名することを不要とするとともに、様式で求めていた押印を不要とします。

(2)　秦野市固定資産評価審査委員会条例

固定資産評価審査委員会の審査手続における審査申請書の押印及び口頭審理における口述書の署名及び押印を不要とします。

あわせて、審査手続において作成する各調書に求めていた署名及び押印のうち、押印を不要とします。

(3)　施行日

公布の日

議案第３６号資料２

本市における押印等の見直しの状況について

１　概要

令和２年７月７日付けで総務省自治行政局長から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知があり、国と同様に、各自治体においても押印等の見直しを進めることが要請されました。

これを踏まえ、庁内において検討を進め、令和３年４月から、行政手続等において、原則押印不要とするよう見直しを進めてきたものです。

２　経過

(1)　令和２年７月

総務省自治行政局長から通知

(2)　同年７月～９月

関係５課（行政経営課、文書法制課、情報システム課、契約検査課、会計課）による検討会の実施

(3)　同年１０月

全庁調査により、行政手続等約 1,000 手続を把握（うち、約 250 手続は既に見直し済、約 550 手続で認印の押印、約 200 手続で実印・銀行印等の押印を求めていました。）

(4)　同年１２月

庁内において令和３年４月からの見直し方針について協議

(5)　令和３年２月

押印等の見直しについて方針を決定、実施に向け各手続方法等を検討

(6)　同年４月

押印等の見直しの実施

３　取組状況

行政手続等のうち、実印及び銀行印の押印、法令等の規定により引き続き押印が必要となるものを除き、原則押印不要としました（認印は原則押印不要とし、把握した約 1,000 手続のうち、約 800 手続で、原則押印不要としました。）。

財務関係では、契約書のほか、事業者からの入札書、見積書及び請求書については、引き続き押印を求めますが、その他の届出や補助金等の申請、個

人（個人事業主を除く。）が提出する請求書等については、原則押印不要としました。

４　今後の対応

行政手続等における市民の利便性が一層向上するよう、電子申請の更なる拡充を進めるものです。

議案第３６号　秦野市職員の服務の宣誓に関する条例及び秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
秦野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正	
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３１条の規定に基づき、職員の服務の宣誓について必要な事項を定める。	（この条例の目的） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３１条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。
（職員の服務の宣誓） 第２条　新たに職員となった者は、宣誓書（別記様式）を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。	（職員の服務の宣誓） 第２条　新たに職員となった者は、市長または任命権者の面前において、別記様式による宣誓に署名してからでなければ、その職務を行なってはならない。
（権限の委任） 第３条　この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓について必要な事項は、市長又は任命権者が定めることができる。	（権限の委任） 第３条　この条例に定めるものを除くほか職員の服務の宣誓に関し必要な事項は市長または任命権者が定めることができる。

別記様式（第２条関係）	別記
宣　誓　書 （略） 氏名	宣　誓　書 （略） 氏名　　㊞

秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

	第１節　総則
（趣旨） 第１条　この条例は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第４２３条第２項及び第４３６条第１項の規定に基づき、秦野市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の定数、審査の手続、記録の保存等について必要な事項を定める。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第４２３条第２項及び第４３６条第１項の規定により秦野市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の定数、審査の手続、記録の保存等について必要な事項を定める。
	第２節　委員の定数、委員長及び書記
（委員長） 第２条　（略） ２　（略）	（委員長） 第２条　（略） ２　（略）

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。	３　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。
４　（略）	４　（略）
	第３節　審査の申出
（審査の申出）	（審査の申出）
第４条　（略）	第４条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成２７年政令第３９１号）第３条第１項に規定する書面を添付しなければならない。	３　審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成２７年政令第３９１号）第３条第１項に規定する書面を添付しなければならない。
	４　審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。
４・５　（略）	５・６　（略）
	第４節　審査の手続
（審査申出人の口頭による意見陳述）	（審査申出人の口頭による意見陳述）
第６条の２　（略）	第６条の２　（略）
２　（略）	２　（略）

3　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。	3　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記が署名及び押印をしなければならない。
(1)－(3)　(略)	(1)－(3)　(略)
（口頭審理）	（口頭審理）
第７条　(略)	第７条　(略)
２－４　(略)	２－４　(略)
5　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	5　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者が署名及び押印をしなければならない。
(1)－(3)　(略)	(1)－(3)　(略)
６・７　(略)	６・７　(略)
8　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。	8　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が署名及び押印をしなければならない。
(1)－(5)　(略)	(1)－(5)　(略)
（実地調査）	（実地調査）
第８条　(略)	第８条　(略)
２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。	２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記が署名及び押印をしなければならない。
(1)－(4)　(略)	(1)－(4)　(略)

（議事についての調書） 第９条　（略） ２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名しなければならない。 (1)－(4)　（略） （関係者に対する費用弁償） 第１３条　法第４３３条第７項の規定により関係者（審査申出人及び職員を除く。以下同じ。）に対して出席及び証言を求めた場合においては、その関係者に対して費用弁償を支給するものとする。 ２　（略） 附　則 この条例は、公布の日から施行する。	（議事についての調書） 第９条　（略） ２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名及び押印をしなければならない。 (1)－(4)　（略） 第５節　雑則 （関係者に対する費用の弁償） 第１３条　法第４３３条第７項の規定により関係者（審査申出人及び職員を除く。以下同じ。）に対して出席及び証言を求めた場合においては、その関係者に対して費用弁償するものとする。 ２　（略）